

発達障害通級指導教室(にじいろ)について

本校の通級指導教室は、平成22年4月に開設されました。ここでは、発達障害通級指導教室(にじいろ)について、紹介させていただきます。

1. 通級指導教室(発達障害)とは

通常の学級で学ぶ子どもたちの中には、知的にはそれほど遅れがないものの、発達に何らかの障害があるために、学習の効果が十分に上がらない子どもたちがいます。このような子どもたちに対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の種類に応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で受けることができる仕組みを通級による指導といます。

通級指導教室とは、通常の学級の中で落ち着いて学習できる方法や、友達と仲良く付き合う方法を具体的に指導・支援をしていく教室です。学級ではないので、籍はありません。

2. 発達障害通級指導教室の対象となる児童

自閉症者

自閉症またはそれに類する者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。診断名は、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、高機能自閉症、広汎性発達障害などです。

学習障害者(LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のものです。

注意欠陥多動性障害者(ADHD)

年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のものです。

- 通常学級に在籍している児童の中で、LD・ADHD・高機能自閉症など、医療機関で診断された児童や疑いのある児童が対象です。他の障害種は、原則的に受け入れることはできません。
- 知的に遅れがあり、愛護手帳を所持している場合は、基本的に発達障害通級指導教室の対象とはなりませんので、特別支援学級担当と相談が必要です。
- 特別支援学級に在籍しながらの通級はできません。

3. 医師の診断の有無

医師の診断があることで、よりの確な指導が行えると考えられます。しかし、診断のない場合も、学校の就学指導の結果を踏まえ、学級担任と相談しながら、通級が必要な場合は受け入れます。

4. 指導時間数

- 自立活動と各教科の補充指導を合わせて、年間35単位時間（週1単位時間）からおおむね年間280単位時間（週8単位時間）以内が標準とされています。
- 本校では、週1～2時間の指導をしていますが、隔週1回・月1回という受け入れ方も可能です。
- 原則、学校行事、学級における行事を優先します。場合によっては、通級時間の振替を行うこともあります。

5. 指導の内容

自立活動の指導

- 基本的な生活習慣の育成
- 情緒の安定と社会的適応力の育成（遊び、対人関係、コミュニケーション、感情のコントロール、こだわり等の改善に関する内容等）
- 認知能力の育成（色、形の弁別、多少、空間関係等）
- 感覚機能、運動機能の育成（手指の巧緻性、協応動作等）
- 教育相談、心理療法等による指導等

【指導内容の例】

- 遊びやゲームの活動を行い、ルールを守る態度を身につけたり、自分の感情をコントロールしたりするなど、コミュニケーション能力の向上を図る。（SSTの学習）
- 学級における人間関係やトラブルについての悩みを相談し、望ましい対応の仕方を指導する。
- 行事の事前指導・振り返りなど。
- 図工の授業の事前に絵の下絵を描いたり、工作の設計図を描いたりして、イメージをもたせる。
- 自分の好きな活動を楽しむことで、情緒の安定を図る。
- 基礎的な学習を行い、基礎的な学力の定着、学習習慣の定着、自信の回復などを図る。